

2022年4月26日

世界銀行が発行するサステナブル・ディベロップメント・ボンドを引受 日本の生命保険株式会社が共同で投資

シティグループ証券株式会社は、世界銀行（正式名称：国際復興開発銀行（IBRD）、ムーデーズ：Aaa、スタンダード&プアーズ：AAA）が本邦生命保険会社向けに発行する総額5億1,600万豪ドル建てのサステナブル・ディベロップメント・ボンド発行において取扱証券会社に指名されました（引受証券会社はシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド）。

本件は、2021年9月に発行されたグリーンボンドへの共同投資に続き、日本の生命保険会社が気候変動対策の緊急性を改めて世界に提起する共同投資です。世界銀行が融資するプロジェクト全てに気候変動対策（緩和及び適応）を導入する世界銀行の包括的な取組みを支持する複数の日本の生命保険会社が本債券を購入しました。こうしたサステナブル・ディベロップメント・ボンドへの初の共同投資は、世界銀行のすべての新規融資プロジェクトにおける気候変動対策の確実な導入への支持を象徴するものとなります。

世界銀行はサステナブル・ディベロップメント・ボンドの発行を通じて、投資家と共に二つの重要なポイントを発信しています。一つは、各プロジェクトにおいて世銀債の資金がどのように気候変動対策を支えているか、という点です。もう一つは、支援対象各国の開発戦略への気候変動対策導入と同対策が最大限のインパクトをもたらす金融スキームの実現に、世界銀行の新たな気候変動行動計画がどのように役立つか、という点です。加盟開発途上国での気候変動対策の「経済全体へのアプローチ」の実現に向け、温暖化ガス排出量の多い分野だけでなく、保健・教育・貿易などこれまで気候変動との関連が高くないとされた分野も含め、世界銀行は全てのプロジェクトで気候変動対策を拡充していく計画です。

シティグループ証券市場営業本部長の松本圭太は次のように述べています。「2021年のグリーンボンドに続き日本の生命保険会社が、気候変動対策の拡大を一つの目標とした世界銀行のサステナブル・ディベロップメント・ボンドに共同で投資を行うことで、今日の最大の課題である気候変動問題に対する国際社会の関心が更に高まると確信しています。今後も世界銀行や本邦機関投資家などの重要なステークホルダーと連携し環境ファイナンスを推進していきます」

シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド、サステナブル・公共セクターDCM責任者、フィリップ・ブラウンは次のように述べています。「世界銀行及び日本の主要な生命保険会社による気候変動対策のための包括的な取り組み支援を目的としたサステナブル・ディベロップメント・ボンドの起債に携わることができ光栄に感じています。気候変動は今日の最大の課題であり、世界銀行による長年の努力はシティグループやお客様の目標と完全に合致していると考えています」

シティは、20年以上にわたりサステナビリティに取り組んでおり、1997年に国連環境計画の金融イニシアティブに参加以後、業界内外の取り組みに参画しています。2019年には、世界で初めてサステナビリティ・ボンドの発行を手掛け、こうした実績を本債券のアレンジ

に活かしています。シティは 2030 年までに総額 1 兆ドルのサステナブル・ファイナンスの実行および支援を表明しており、本債券のアレンジを含め、金融の側面から持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

発行概要

発行体:	世界銀行（正式名称：国際復興開発銀行（IBRD））
格付け:	Aaa /AAA（Moody's/S&P）※全て無登録格付
発行額:	AUD 516,000,000
決済日:	2022 年 4 月 26 日
償還日:	2030 年 4 月 26 日
発行価格:	100%
利率:	3.28%
取扱証券会社:	シティグループ証券株式会社 （引受証券会社はシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド）

シティについて

シティは、世界160以上の国と地域に約2億の顧客口座を有する世界有数のグローバルな金融機関です。個人、法人、政府機関などのお客様に、個人向け銀行業務、クレジットカード、法人・投資銀行業務、証券業務、トランザクション・サービス、資産管理など、幅広い金融商品とサービスを提供しています。

www.citigroup.jp | www.citigroup.com | Twitter: @Citi | YouTube: www.youtube.com/citi | Blog: <http://blog.citigroup.com> | Facebook: www.facebook.com/citi | LinkedIn: www.linkedin.com/company/citi

本件に関するお問い合わせ先

シティグループ
コーポレート・アフエアーズ
03-6776-5112

金融商品取引法第 37 条に定める事項の表示

金融商品取引を行われる場合は、各商品等に所定の手数料等(株式取引の場合には、事前にお客様と合意した手数料率の委託手数料および消費税、投資信託の場合には、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、すべての金融商品には、関連する固有リスクがあり、国内外の政治・経済・金融情勢、為替相場、株式相場、商品相場、金利水準等の市場情勢、発行体等の信用力、その他指標とされた原資産の変動により、多額の損失または支払い義務が生じるおそれがあります。さらに、デリバティブ取引の場合には、お客様との合意により具体的な額が定まる保証金等をお客様に差し入れていただくこと、加えて、追加保証金等を差し入れていただく可能性もあり、こうした取引についてはお取引の額が保証金等の額を上回る可能性があります。デリバティブ取引にあたり差し入れていただく保証金等の額は担保契約の内容により異なるため、現時点ではお取引の額の保証金等の額に対する比率上限を算出することはできません。また、上記の指標とされた原資産の変動により、保証金等の額を上回る損失または支払い義務が生じるおそれがあります。さらに、取引の種類によっては、金融商品取引法施行令第 16 条第 1 項第 6 号が定める売付けの価格と買付けの価格に相当するものに差がある場合があります。権利行使期間がある場合は権利を行使できる期間に制限がありますので留意が必要です。期限前解約条項、自動消滅条項等の早期終

了条項が付されている場合は、予定された終了日の前 に取引が終了する可能性があります。商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書 またはお客様向け資料をよくお読みください。

商号等: シティグループ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第130号 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会